

## 令和8～12年度東広島市助実書庫機械警備業務仕様書

### 1 業務名

令和8～12年度東広島市助実書庫機械警備業務

### 2 履行場所

東広島市助実書庫（東広島市西条町助実1602番地）

### 3 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで  
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

### 4 警備対象施設の名称等

対象施設	延床面積	構造	施設の所在地	備考
東広島市助実書庫	150.97 平方メートル	軽量鉄骨造り 平屋建て	東広島市西条町助実 1602番地	1箇所

### 5 業務内容

警備対象施設において、警備業務用機械装置を使用して行う警備業務を実施する。

### 6 業務目的

警備対象施設において起こり得る火災・破壊・不正・不良行為等のあらゆるリスクを分析し、事故等の発生を警戒、予防するための適正な警備計画を立案し、それに基づき警備を行うことにより、身体、生命、財産を保護するとともに、施設業務の円滑な運営の維持に資することを目的とする。

### 7 業務仕様

- (1) 本仕様書に定めがない事項は、添付の東広島市機械警備業務共通標準事項（以下「標準事項」という。）による。
- (2) 本仕様書及び標準事項に定めがない事項は、施設管理担当者と協議するものとする。受注者は業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について前任者から十分な引継ぎを受け、後任者へも円滑な引継ぎを行うこと。
- (3) 著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等の使用に関しては、その費用負担及び仕様交渉の一切を受注者において行うものとする。

### 8 業務詳細

#### (1) 警備業務用機械装置

警備業務用機械装置の機能は、次による（○印のあるもの）。なお、機能適用及び警戒範囲等は機械装置特記による。また、業務期間終了後は、原則として警備業務用機械装置を撤去する。

装置概要	本業務該当	備考
①建物外周部のドア、ガラス等の破損及び開閉を感知する機能	○	
②施設内へ侵入者を感知し、表示する機能	○	
③火災発生を感知する機能	○	
④ガス漏れを感知する機能		
⑤金庫盗難を感知する機能		
⑥機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能	○	
⑦非常通報押しボタンにより非常信号を感知する機能		
⑧施設内各種設備警報盤と結線し異常を種類別に監視する機能		
⑨警備の開始、解除の操作を行う機能	○	
⑩基地局に異常等の信号を送信する機能	○	
⑪一般公衆回線の断線を監視する機能		
⑫一般公衆回線が使用中の場合、強制切断して警報信号を送信する機能		

## (2) 警備員

本業務に従事する警備員は、警備業法（昭和47年法律第117号）第14条に定める警備員の制限に該当しないこと。

## (3) 警備計画書等

警備業務の実施に当たり、警備計画書及び警備業務用機械装置の配置平面図を作成し、施設管理担当者へ提出するものとする。

## (4) 業務の報告

機械警備中においては異常が発生した場合は警備報告書を作成し、あらかじめ指定された方法により報告するものとする。

## (5) 服装等

ア 警備員の服装及び装備品は、原則として受注者の定めるものとする。ただし、護身用具を携帯する場合には、施設管理担当者と協議する。

イ 制服については、次の事項を満たしていること。

(7) 色彩が警察官等の服装の色彩と明らかに異なること。

(イ) 形式が詰襟である等警察官等の制服の形式と明らかに異なること。

(ウ) 警備業者の名称を表示した標章(60平方センチメートル以上)を上位の胸部及び上腕部に付けること。

## (6) 鍵の取り扱い

預託された施設の鍵の取扱いは、警備計画書によるほか次による。

ア 厳重に保管する。

イ 複製しない。

ウ 業務期間終了時に返却する。

エ 鍵の使用及び貸出は、指定された方法により管理する。

## (7) 業務引継

受注者は、施設の管理運営が遅滞なく円滑に遂行されるよう努めなければならない。

このため、受注者は、発注者及び前回受注者から業務内容について、十分な引継を

受けるものとし、また、次回業務受注者に対し、十分な引継を行うものとする。

(8) 警備責任時間帯

警備責任時間帯は、原則として防犯開始(セット時)した時点より、防犯設備のセットが解除された時点までとする。

(9) 業務内容

基地局において、異常を感知した場合は、警備員が施設へ急行し、次の措置を行う。施設の外部及び内部を点検し、異常の有無を確認する。なお、必要に応じ次の業務を行う。

ア 現場に応じた緊急措置

- (7) 火災を確認した場合の初期消火作業、避難誘導
- (イ) 現場保存の対応業務
- (ウ) 現地で警備員が契約外であるが、緊急避難的に必要と判断される業務
- (エ) その他、緊急措置として必要な事項

イ 施設管理担当者への連絡

ウ 基地局への連絡

エ 警察、消防署等への連絡

(10) 書面の交付

受注者は、警備業法施行規則(昭和58年総理府令第1号)第33条第1項第5号に定める事項について記載した書面を提出するものとする。ただし、それぞれの事項は1つの書面であることを要せず、契約書、警備計画書、パンフレット等複数の書面でもよい。

(11) 警備機械等の設置及び撤去

受注者は、契約締結後警備開始前までに受注者の負担により警備機械等の設置を行うものとする。また、契約期間終了後は受注者の負担により当該警備機械等の撤去を行うものとする。

(12) 警備要領

ア 警備担当時間中は、警備受信装置を絶え間なく監視するとともに常に警備員と連絡を保ち、警備の万全を図るものとする。また、警備員は、異常発生時に25分以内に到着できる体制を確保すること。

イ 警備機械等の開始及び解除は、原則として発注者の責任において行う。

ウ 警備機械等に異常があった場合は、受注者において早急に修理すること。

エ 警備結果について警備日誌を作成し、1か月ごとに発注者に提出すること。

(13) 機器作動テスト

契約締結後、発注者及び受注者の協力により、取り付けられた機器等が正常に作動することの確認のためのテストを実施するものとする。

テストは、機器を防犯開始(セット)した状態で外部からの立ち入り等を想定したデモンストレーションを行うものとし、日程や実施方法の詳細は協議して定めるものとする。

## 9 その他

(1) 受注者の責めに帰すべき事由により警備責任時間帯に機械による警備ができなくなったときは、代替警備員の配置等機械による警備と同等又は同等以上の警備体制を受注者の負担により講ずるものとする。

### (2) 委託料の支払い

ア 本業務は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額	支払種別
令和8年4月から令和13年2月までの各月履行分	円	部分払（部分引渡し）
令和13年3月履行分	円	完了払

イ 部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていないなければならない。

ウ 部分払及び完了払の額は、次のとおりとする。

部分払の額は、契約金額を60で除した額（当該額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、完了払の額はその残額とする。

## 10 特記事項

(1) 東広島市助実書庫は電話回線が確保されていないため、基地局との通信に電話回線を使用する場合は、発注者と協議の上、受注者において設置し、設置に係る費用、通信費その他設置に伴い発生する費用は、受注者の負担とする。

なお、業務期間終了後は、原則として電話回線に係る機器は撤去するものとする。

(2) 警備機械の設置場所は、東広島市助実書庫内とする。

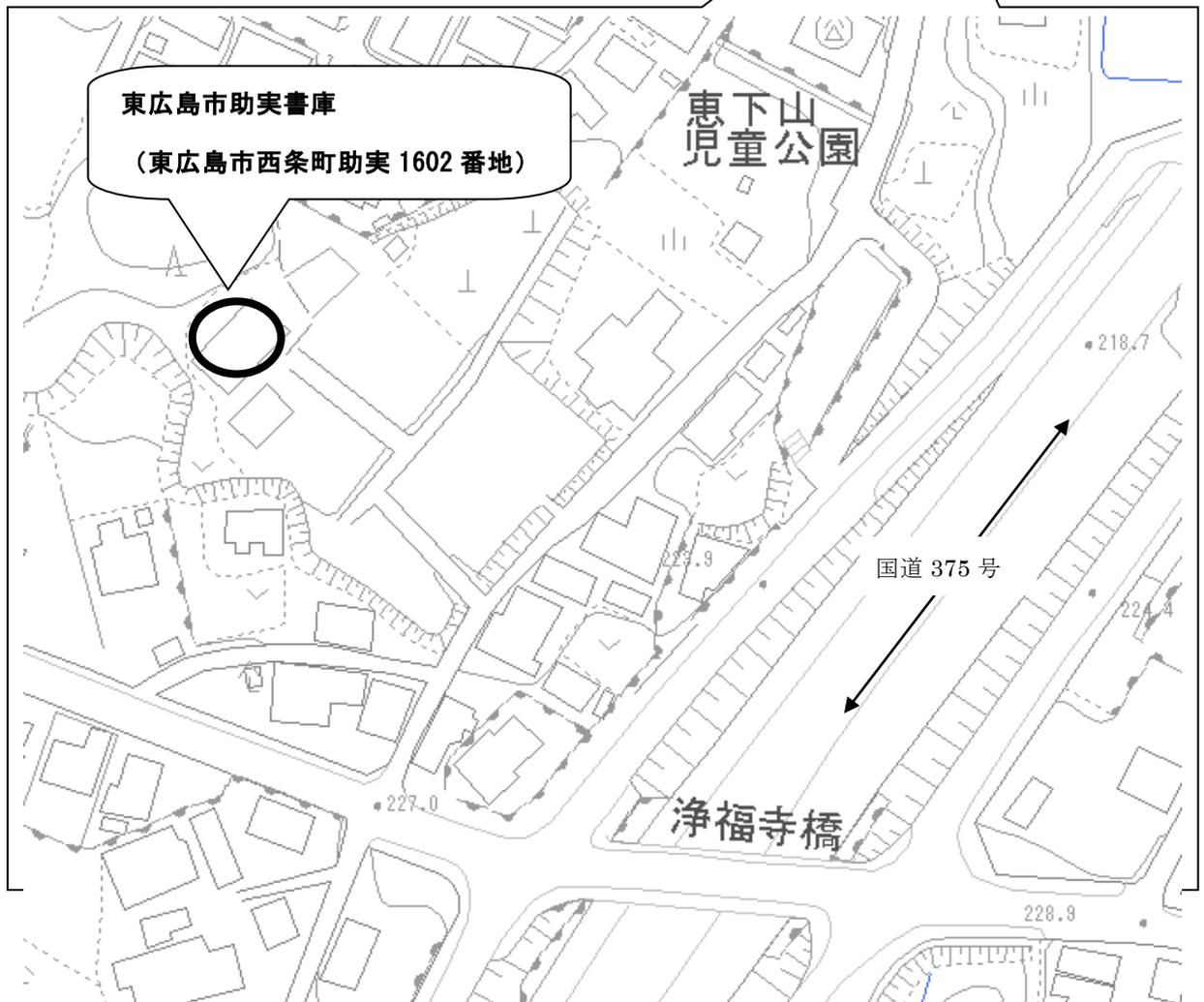
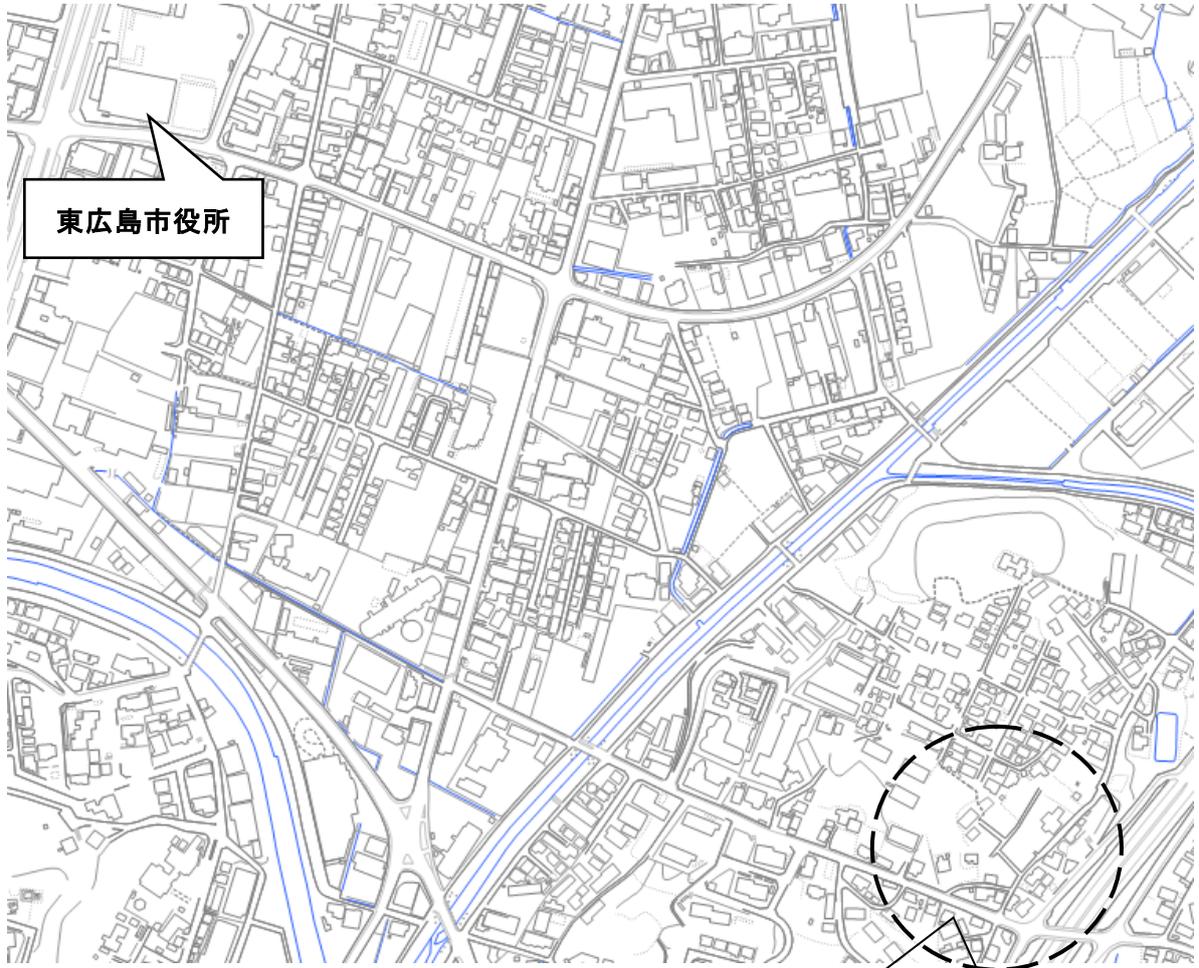
## 11 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市総務部総務課文書審査係

電話（082）420-0907（直通）

FAX（082）420-0415

【位置図】



【平面図】

